

(2) 障害者自立支援法の施行スケジュール

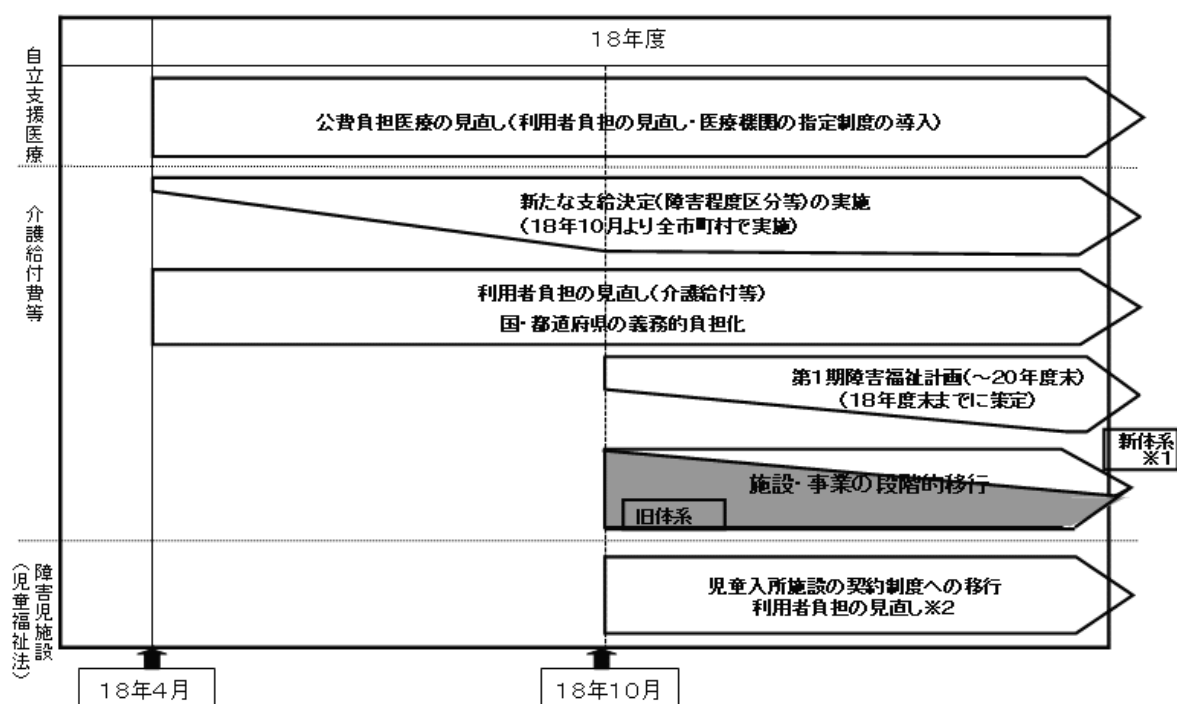
(2006.10.4 音声読み上げ可)

【1】「障害者自立支援法」の成立時点

事 項	17 年 12 月 (予算)	18 年 4 月 (一部施行)	18 年 10 月 (完全施行)
障害程度区分	程度区分を提示 (年内)	区分認定作業開始	
基準・報酬		運営基準及び 報酬告示	
利用者負担	利用者への周知・説明 手続の実施		
障害福祉計画		基本指針の告示	各自治体において計画作成(平成 18 年度中)
地域生活 支援事業		ガイドライン(実施要 綱)を策定	交付要綱の通知
政省令	公布 (4 月施行)	公布 (10 月施行)	

※ 旧体系については、5年の経過措置を設けて存続。

【2】2005 年 12 月時点



- ※1 施行後概ね5年間(平成24年3月末までの政令で定める日までの間)で移行。
- ※2 児童入所施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、概ね5年後の施行を目途に3年以内に結論を得る。

(資料)厚生労働省